

「さくら樹木合葬墓地」埋葬使用規約

第1条 名称

この墓地の名称は、宗教法人圓明院が設置する「さくら樹木合葬墓地」（合葬墓地）とします。

第2条 設置の目的

本墓地は、自然の中から生まれてきた「いのち」を自然に還すことを目的とし、さくらの代表木を墓標として故人様の靈魂を樹木に宿し弔うことを目的としています。

第3条 墓地の管理運営者

本合葬墓地は、宗教法人圓明院が管理運営を行います。

第4条 管理者の権限

管理者は、本規約に定めるところに従って墓地を管理し、本規約に定めのない事項は別途管理者が決定するものとします。

第5条 埋葬使用契約の成立

1. 管理者は、使用者に「さくら樹木合葬墓地使用承諾書」を交付することによって、墓所に焼骨の埋葬のために使用することを認めます。
2. 本契約は、墓所の土地の権利を約するものではなく、埋葬するための場所として提供することを約する契約です。

第6条 墓所の埋葬使用

1. 使用者は、管理者の承諾なく墓所に焼骨を埋葬する権利を第三者に譲渡転貸することはできません。
2. 焼骨の埋葬は全て管理者に委任し、使用者は行う事が出来ません。

第7条 管理費

墓地の管理費は一切かかりません。

第8条 墓地の管理

1. 墓地の環境整備および墓地の管理については 管理者が責任を負います。
2. 管理者は、天変地異その他管理者の責任に帰すべき事由によらない事件等は、一切その責任を負わないものとします。
3. 使用者は、埋葬時や法要等の祭祀または墓参にあたり、線香等の火気の使用はできません。また、用具その他を使用した場合には、すべて使用者の責任で使用後撤去しなければなりません。

第9条 遺骨の返還

焼骨を粉骨して埋葬するため、埋葬後の遺骨の返還はできません。

第10条 本規約の変更

本規約は、関連法律事項等改正があった場合及び管理者が特に必要と認めた場合は、本規則を改正することができものとします。

付則 この会則は、平成27年4月1日から施行する